

## オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務 実施要領

### 1 委託業務名

オホーツク地域人材確保・定着促進事業委託業務

### 2 委託業務の目的

オホーツク地域では、人口減少や少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少する中で、札幌圏などへの若年者の流出も多く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新卒採用に慎重な企業もある中、若年者人材の確保や定着促進を図ることが重要な課題となっている。

このため、地域の基幹産業である農林水産業や建設業など幅広い業種の企業を対象に、オホーツク地域特有の若年者雇用の細やかな実情や企業が抱える課題を踏まえたセミナーを開催することで、企業による人材確保手法の速やかな習得を進め、若年者人材の確保や職場定着の促進を図る。

### 3 業務の内容

#### (1) セミナーの開催及びフォローアップ

管内企業へのアンケートや訪問を行い、オホーツク地域特有の若年者雇用の細やかな実情や企業が抱える課題を把握した上で、ウィズコロナ下での求人状況も勘案し、若年者への企業の魅力発信の手法や職場定着に向けたセミナーを各地域で実施する。また、セミナー参加企業に対し、それぞれのニーズに応じたフォローアップを実施する。

- ・実施地域：3地域（北見、網走、紋別の各ハローワーク管内で各1回）
- ・参加対象：オホーツク管内の農林水産業や建設業など延べ60社以上（各地域20社程度）

#### (2) 報告書の作成

上記（1）における成果報告書を作成すること。

（提出部数）

- ・紙媒体（A4判）：10部
- ・電子データ（CD-ROM若しくはDVD-ROM）：正副2枚

### 4 成果目標

- (1) アウトプット：事業に参加する企業数 60社以上
- (2) アウトカム：事業に参加した企業における就職者数 5人以上

### 5 事業実施上の環境等への配慮

当該事業において開催するセミナー等については、道が策定した「北海道エコイベント指針」に基づいた環境に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から「3つの密」が重ならないなど適切な措置を講ずるものとする。また、道が提唱する「新北海道スタイル」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させる取組はもとより、イベント等の開催制限など道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づく事業実施体制に留意すること。

### 6 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）。

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づく届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 7 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）2月28日まで

## 8 予算上限額

1,642千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）